# 川島町 おくやみ手続きサポート

身近な方が亡くなられた後の手続きをお手伝いします。

亡くなられた後の役場内で必要なご遺族の手続きについて、ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、お手伝いします。

「死亡届に伴うお手続きのご案内・チェックリスト」をご覧になっても 必要な手続きがわからない方や、不安を感じる方はご利用ください。

おくやみ手続きサポートを利用せずに、直接各担当窓口での手続きも可能です。

### 1 必要な手続き、持ち物を事前にご案内

おくやみの手続きで何度も来庁いただくことがないよう、ご予約の際に必要な手続き、書類等についてご案内します。

## 2 手続き当日は、ワンストップで手続きが完了

一つの窓口で手続きをご案内し、原則、ご遺族は動くことはありません。

おくやみ手続き支援の概要		
利用できる方	亡くなったときに川島町に住民登録があった方のご遺族	
利用方法	予約制(希望日の2営業日前までに予約)	
	※電話でお申し込みください。	
予約枠	1日3枠(平日のみ) (1)10時00分~ (2)13時30分~ (3)15時00分~	
受付場所	川島町役場 町民生活課(庁舎1階3番窓口) ※受付後、手続きの場所にご案内します。	

予約受付電話番号 (川島町役場 町民生活課) 049-299-1754 (直通)

※平日のみ 午前8時30分~午後5時15分

## おくやみ手続きサポートを利用する流れ

## (1)電話で予約

## 川島町役場 町民生活課 049-299-1754(直通)

「死亡届に伴うお手続きのご案内・チェックリスト」をお手元にご用意 して、お電話ください。必要な手続きをご案内します。

ご予約にあたり、次のことを聞き取りします。

対象	聞き取りする情報
亡くなられた方のこと	① 名前、②住所、③生年月日、④死亡日
手続きに来られる方のこと	①名前、②住所、③生年月日、 ④亡くなられた方との関係(続柄)、 ⑤連絡先(電話番号)、⑥利用希望日時

#### 【注意事項】

- ◎利用希望日は、電話をいただいた日から2営業日以降となります。 また、早くても死亡届を提出された日から10日後以降をお勧めします。 お悔やみの手続きでは、戸籍謄本が必要な手続きがあります。 戸籍に亡くなった旨を記載するには、概ね以下の日数が必要です。
  - √・本籍が川島町で、かつ、川島町に死亡届を提出:1週間~10日
  - ・本籍が川島町以外、または、川島町以外に死亡届を提出:2週間~3週間 戸籍謄本が取得できない場合、戸籍謄本取得のために、後日改めて来庁いただ く必要があります。

### (2) 予約した日時に町民生活課窓口(1階3番窓口)へ

受付した後、手続きを行う場所にご案内します。

#### 【注意事項】

- ◎該当する手続きが多い場合、すべての手続きを終えるまでに1時間以上かかる場合があります。
- ◎個々の状況によっては、一度の来庁で完結しない場合があります。 あらかじめご了承ください。